

近江八幡市教育振興基本計画（後期）【案】に係る意見公募（パブリックコメント）結果

1. 公表資料

近江八幡市教育振興基本計画（後期）【案】

2. 資料の公表場所

- ①近江八幡市ホームページ
- ②市役所情報公開コーナー（近江八幡市役所本庁舎 1 階）
- ③総合支所情報公開コーナー（安土町総合支所 1 階）
- ④教育委員会事務局教育総務課（近江八幡市役所南別館 3 階）
- ⑤各学区コミュニティセンター

3. 募集期間

平成 29 年 4 月 27 日（木） ～ 平成 29 年 5 月 15 日（月）

4. 意見提出件数

2 件

5. ご提出いただいた意見

該当箇所	ご意見	教育委員会の考え方	計画の修正内容
P19	<p>【目標 15】 - 【施策 5】「解決すべき課題やねらい」について</p> <p>通学路における危険個所を把握しとあるが、どのような方法で、危険個所を把握され安全対策を実施して行かれるのか、記述して頂けると、よりわかりやすいと思います。</p>	<p>現在、通学路の危険個所の把握は、庁内関係部署及び警察等の関係機関並びに教育委員会の合同点検により実施しています。</p> <p>今回策定する教育振興基本計画は、今後実施する各事業の目標や方向性を定めるものであることから、具体的な取組については、教育委員会で毎年度作成する教育行政基本方針や事業計画などに委ねます。</p>	<p>原案どおり(計画修正なし)</p>
P20	<p>【目標 16】 - 【施策 1】「解決すべき課題やねらい」について</p> <p>文言の中のインクルーシブ教育を踏まえと書かれている部分、インクルーシブ教育の求めるものは最終の目標であると思われるが、求める過程が記述されておらず、わかりにくいと思われま。障がいのある子もない子も、共に可能な限り学習できる適切な合理的配慮を、明記頂けると大変ありがたいと思います。また、国の学習指導要領では視覚障がい者への点字指導について記す一方、手話について一切触れていない、近江八幡市も「みんなの心で手をつなぐ手話言語条例」を制定したのですから、手話も言語、他の言語と同様に習得機会を確保して頂けるように、明記して頂けるとありがたいと思います。</p>	<p>第 1 点目の、求める過程及び障がいのある子もない子も共に可能な限り学習できる適切な合理的配慮については、この施策を推進するために不可欠なものと認識しています。今回策定する教育振興基本計画は、今後実施する各事業の目標や方向性を定めるものであることから、この教育振興基本計画を踏まえて策定する教育委員会職員対応要領で検討し盛り込むべき内容と考えます。</p> <p>第 2 点目の手話言語条例制定を踏まえた手話の習得機会確保については、教育振興基本計画で目標を新規設定した経緯として大きな意味を持つこと、また、他の障がいのある子どもへの対応も必要となることから、個別施策ではなく、教育振興基本計画の基本方針となるものと考えます。</p>	<p>【目標 16】は計画どおりとしますが、P4「4. 後期計画における目標と施策の基本方針」を修正します。</p>